

2008年 意思能力法

鍾岳恩

BETHEL CHAMBERS 法律事務所 弁護士（法廷・事務）

SNTCと連携する法定後見人・任意後見人

用語：

- 患者（‘P’） – (i) 認知機能に障害／混乱があるため (ii) 重要な時点において (iii) 意思決定を行うことができない者 (4条)
- Pのために意思決定を行う者 – 法定後見人 (20条) または任意後見人 (11条)
- 任意後見人 – Pにまだ意思能力があるうちに永続的代理契約(11条)に基づき委託者（Pが意思能力を維持している場合はP）によって選任される者
- 法定後見人 – Pの意思決定を管理するため裁判所によって任命される者

SNTCと連携する法定後見人・任意後見人

非専門職法定後見人／任意後見人	専門職法定後見人／任意後見人
非専門職任意後見人 – 誰であるかを問わない 非専門職法定後見人 – 誰であるかを問わない – ただし、場合により裁判所の許可が必要	職種：弁護士、看護師、医師、勅許会計士、公認会計士、医師・看護師以外の医療従事者（例えば心理士）、ソーシャルワーカー
業務に対する報酬なし	専門職任意後見人 – 報酬は市場相場で決定される 専門職法定後見人 – 報酬は裁判所によって決定される
Pのために提供する業務に対し報酬を請求できる	専門職任意後見人 – 業務範囲は委託者と任意後見人の間で決定される 専門職法定後見人 – 業務範囲と報酬は「患者中心」の計画により事前に決定される

SNTCと連携する法定後見人・任意後見人

2（専門職）法定後見人または任意後見人がPのために行うことができる意思決定の主な関連分野

- **個人的な福祉**： 入居施設、日々の決定事項（衣服や食事の選択）、請求書支払い、医療（歯科治療含む）、社会的活動への参加、所得税納税 **(22条)**
- **財産・身辺問題**： 資産に対する運営管理権限 – 資産の売買、資産の賃貸、会社株式の議決権、配偶者や子ども（知的障害者でない限り**21歳未満**）の生活費支払い（財政援助） **(23条)**
- 資産の例：家屋、集合住宅、銀行口座、株式、中央積立基金（積立方式の公的年金）、現金価値のある保険、車、贅沢品など

意思決定法（MCA）の原則（第3条）

- 3(2): 人は、本人に能力が欠けていることが立証されない限り、能力を有するとみなされなければならない。
- 3(3): 人は、本人の意思決定を助けるためのあらゆる実行可能な措置が講じられても成果が上がらない場合を除いて、意思決定ができないものとして扱われることはない。
- 3(4): 人は、賢明でない判断をするという理由だけで、意思決定ができないものとして扱われることはない。
- 3(5): 本人に能力が欠ける場合、本人のために、または本人に代わって本法に基づきなされる行為または意思決定は、本人の最善の利益のためになされなければならない。
- 3(6): 行為または意思決定がなされる前に、その行為または意思決定が必要とされる目的を、本人の権利及び行動の自由を制約することがより少ない方法で、効果的に達成し得るかどうかに
ついて配慮がなされなければならない。

最善の利益の枠組み（第6条）

- 6(1): 本法の目的上本人の最善の利益は何かを判断するにあたって、判断を行う者は、単に以下に基づいてのみ判断してはならない —
 - (a) 本人の年齢や容姿；あるいは
 - (b) 本人の最善の利益は何かについて他者による不当な推測を招く可能性のある本人の状態または本人の行動の側面
- 6(2): 判断を下す者は、あらゆる関連する状況を考慮し、及び、とりわけ、第(3)項から(9)項に明記される措置を講じなければならない。
- 6(3): 判断を下す者は、以下を考慮しなければならない —
 - (a) 本人がこれから先いつか案件事項に関して能力を有する可能性があるかどうか；及び
 - (b) 本人が今後能力を有する可能性があると思われる場合、それはいつごろの見込みなのか。

最善の利益の枠組み（第6条）

- 6(4): 判断を下す者は、合理的に実行可能な範囲で、**本人に対し、本人のためになされる行為及び本人に影響を与える意思決定に可能な限り最大限参加する、または参加するための本人の能力を向上することを容認、奨励**しなければならない。
- 6(5): 判断が**生命維持治療**に関するものである場合、判断を下す者は、治療が本人の最善の利益であるかどうかを検討する上で、**本人に死をもたらしたいという動機に動かされてはいけない。**
- 6(6): 判断が以下の付与、拒否または撤回に関連する場合 —
 - (a) 2015年ヒト生物医学研究法（Human Biomedical Research Act 2015）に基づく本人の適切な同意 — 判断を下す者は、同法の第3章に基づき定められる事項、考慮事項及び手続きを考慮に入れなければならない；または
 - (b) 臨床試験に関連する成文法に基づく本人の同意 — 判断を下す者は、かかる成文法に定められる事項、考慮事項及び手続きを考慮に入れなければならない。

最善の利益の枠組み（第6条）

- 6(7): 判断が本人の財産の処分または譲渡に関連する場合、判断を下す者は、**本人の財産を本人の存命中本人の生活費に充当するために本人の財産が保全されることを**、合理的に実行可能な範囲で、確保したいという動機に基づいて行わなければならない。
- 6(8): 判断を下す者は、合理的に確認できる範囲で、以下を考慮しなければならない —
 - (a) **本人の過去及び現在の願望及び気持ち**（ならびに、とりわけ、本人がまだ能力を有する時に本人によって作成された関連のある書面による文書）；
 - (b) 本人に能力があるとしたら判断を下す者の意思決定に影響を与えるだろうと思われる**信念及び価値観**；及び
 - (c) 本人が考慮することができるとしたら**本人が考慮するだろうと思われる他の要素**。

最善の利益の枠組み（第6条）

- 6(9): 以下に相談することが実行可能でありかつ適切である場合、判断を下す者は、以下の見解を考慮に入れなければならない —

(a) 案件事項またはその種の事項に関して相談相手として本人によって指名された者；

(b) 本人の介護に従事しているまたは本人の福祉に関心のある者；

(c) 本人によって永続的代理権契約を付与された任意後見人；及び

(d) 次にに関して裁判所によって本人のために選任された法定後見人、

本人の最善の利益とは何かに関して、及び、とりわけ、第(8)項に明記される事項に関して。

意思無能力テスト（第5条）

- 5(1): 第4条の目的上、本人が以下をできない場合、本人は自身のために意思決定を下すことはできない —
 - (a) 意思決定に関連する情報を理解すること；
 - (b) 当該情報を記憶に留めること；
 - (c) 意思決定プロセスの一環として当該情報を活用または比較検討すること；または
 - (d) 自らの意思決定を伝えること（口頭、手話またはその他手段を問わない）

意思無能力テスト（第5条）

- 5(2): 本人が、意思決定に関連する情報について、本人の状況に適切な方法で（分かりやすい簡明な言葉、資格資料またはその他の手段を用いて）本人になされた説明を理解できる場合、本人は意思決定に関連する情報を理解できないとはみなされない。
- 5(3): 本人が意思決定に関連する情報を記憶に留めることができるのは短期間だけであるという事実は、本人が意思決定を行うことができるとみなされることを妨げない。
- 5(4): 意思決定に関連する情報は、以下がもたらす合理的に予測可能な結果や影響についての情報を含む—
 - (a) どちらか一方を選ぶ決定；または
 - (b) 意思決定をし損ねること

専門職法定後見人（ケーススタディ）

質問：シンガポールにおいては、意思能力に欠ける高齢者の資産を管理・保護するために専門職の法定後見人や任意後見人は**SNTC**とどのように連携するのか？

考え得る状況：

- ❖ 委託者／患者に親族や友人がいない（外国人／身寄りがない）
- ❖ 委託者／患者が親族や友人を信頼していない（パーソナリティ障害の可能性はないか？）
- ❖ 親族や友人が管理するには委託者／患者の資産が複雑すぎる
- ❖ 委託者／患者が、親族や友人に自分のために意思決定をする面倒をかけたくない（親族や友人が遠くに居住）

専門職法定後見人（ケーススタディ）

- 身の回りのこともできずに汚いままの家で汚れた服にお腹もすかせた**78**歳の男性タンさんが発見されたのは、近隣の住民から「アパートからひどい臭いがする」と苦情が寄せられてのことだった。タンさんには身寄りもなく、この**10**年あまり近所付き合いも途絶えていた。彼は、**150**平米の政府建設のアパートに暮らす（シンガポールの公共住宅は**40**平米から**150**平米の広さ）。タンさんは自宅を離れることを拒否したため、社会家族省の成年保護チームのソーシャルワーカーがタンさんを安全な場所に入所させるため**2018**年成年弱者保護法に基づき裁判所命令を得なければならなかった。タンさんはその後、精神科医によって中程度の認知症の診断が下された。
- タンさんが入居した介護施設の観察によれば、**16**人部屋の大部屋での生活はタンさんにとって全く落ち着かず、同居者に怯えていたという。彼は同居者と親密にはなりたくないと看護師に述べたようである。助成金を受けていない民間介護施設の個室の費用は**4500**～**9000**シンガポールドルである。

専門職法定後見人（ケーススタディ）

- タンさんが入居している介護施設が、保健省（MOH）傘下の政府系企業MOHホールディングスの下に設立された企業体である統合ケア庁（AIC） <https://www.aic.sg/> に情報を提供。
- AICは「クリアリングハウス」を運営しており、介護施設は、専門職法定後見人を必要としている入居者の案件をその情報センターに提出することができる。
- 情報が寄せられた案件についてAICから専門職法定後見人に情報が送られる。
- 専門職法定後見人は、自分の料金と裁判所の法定後見人申請の費用を明らかにして入札を行う。
- 委員会が最適入札に案件を授与する。

専門職法定後見人（ケーススタディ）

- 専門職法定後見人は、本人を代理して裁判所に出向き、または弁護士を雇い、法定後見人申請を手伝ってもらう。
- 法定後見人申請は、次の法的文書から成る：
 - 専門職法定後見人が希望する権限を盛り込んだ手続開始申立書
 - 専門職法定後見人が患者に関する情報を記載した裏付けとなる宣誓供述書
 - 専門職法定後見人が患者のために義務付けられる業務及び患者のために費やされる推定時間・費用を提示した患者中心の計画
 - 医師が患者の意思能力の欠如の程度について判断を述べた医師の様式**224**意思能力評価報告書（**Form 224 Mental Capacity Assessment Report**）

専門職法定後見人（ケーススタディ）

- 標準的な手順：
 - i. 専門職法定後見人は次の権限を得る：(a) 新規銀行口座を開設する (b) タンさんのアパートを百万シンガポールドルで売却する (c) タンさんの中央積立基金（CPF）の口座から三十万ドルを引き出す (d) 既存の銀行口座を全て解約する (e) タンさんの株式を売却し、その利益を彼の新規銀行口座に預け入れる。
 - ii. 専門職法定後見人は、**SNTC**信託口座を開設する権限を得る。専門職法定後見人は、新規銀行口座から利益を全額**SNTC**信託口座に預け入れ、新規銀行口座を解約する。
 - iii. 専門職法定後見人は、最終報告書を公後見局に送付し、全ての業務が完了したことを裁判所に報告するため宣誓供述書を提出した後、専門職法定後見人としての自らを解職するべく裁判所に申請する。
 - iv. その後**SNTC**が、タンさんの新しい民間介護施設の個室費用の支払いを引き継ぐ。

専門職任意後見人（ケーススタディ）

- タン夫人はシンガポールに居住する**70**歳の外国人である。シンガポール人の夫は亡くなっている。タン夫人の親族は全員欧州に住んでいるが、夫人は、友人がおり、食も文化もお気に入りのシンガポールに満足している。欧州に暮らす親族とは親密な関係になく、彼女に子どもはない。タン夫人は糖尿病を抱えているが、うまくコントロールできていない – シンガポール料理が大好きで、かなりの体重過多である。
- タン夫人は自分が暮らす地元社会で歳を重ねたい、すなわちシンガポールで年老いて死にたいと願っている。介護施設への入居は希望していない。自宅は建築家であった夫が愛を込めた贈り物として彼女のために建ててくれたものである。彼女は家の中に夫がいると時に感じるとれるという。家は少なくとも**2000**万ドルの価値がある大きな邸宅で、自宅には少なくとも**1000**万ドル相当の大規模な美術品のコレクションもある。また、**8000**万ドルにのぼる相続財産、投資、貯蓄、保険証券を所有している。友人には自分のために意思決定をする面倒はかけたくないと思っている。彼女は現在、自分が意思能力を失った場合に自分のために意思決定をしてくれる専門職の任意後見人を雇いたいと考えている。
- タン夫人は、自分が死んだら、所有の美術品の一部をナショナル・ギャラリー・シンガポールに寄贈したいと考えている。
- 生活スタイルについては、**40**年通い続けた教会に通うことを大切に思っている。教会は夫の存命中は一緒に通い、夫の死後も教会に行けば友人がおり、彼女のコミュニティがある。年に**2**回欧州に帰郷して親族に会うことも楽しみにしているが、シンガポールで最期を迎え、自分の遺灰は教会の夫の遺灰の隣に置いて欲しいと願っていることをはっきりと明らかにしている。
- 専門職の任意後見人として、あなたはどのようにタン夫人の役に立てるだろうか？

専門職任意後見人（ケーススタディ）

- 計画の立案：
 - タン夫人の資産を全て一覧にする
 - どの資産を受動的所得に、個人支出・医療費・家計費に充当するか、どれを遺産として残すかについて、タン夫人の希望を詳細に明らかにする。
 - 生活スタイルについてタン夫人の希望を詳細に明らかにする：夫人が教会の礼拝に行く手助けを続けること、好きな食べ物を楽しむ手助けを続けること（ただし、医師のアドバイスに従いながら）。
 - 年2回の欧州帰郷に当たり、同行すべきかどうか。
 - 意思能力を失った場合、どのような種類の個人的な介護が必要とされるか。
 - アドバンス・ケア・プラン（ACP：事前ケア計画書）：終末期における緩和医療ケア
 - 意思能力がまだある間は、どのくらいの頻度で夫人に連絡をとるべきか
 - 専門職任意後見人は、委託者に対し家族の役割を担うのか？彼女にはいない息子の役割？

専門職任意後見人（ケーススタディ）

- 考慮すべき事項：
 - 任意後見人は、公的後見人事務所の監督対象ではない。
 - 専門職任意後見人が患者を虐待していると疑わしく思った場合は、誰でも通報することができ、公的後見人が調査を実施できる。しかしこれでは遅すぎないか？
 - 専門職任意後見人が、資産の一部を保有するために信託口座を（民間信託会社や銀行に）開設したいと考えていないか？
 - 専門職任意後見人は、何らかの形態のチェック・アンド・バランスを導入したいと考えているか？その方法はどうあるべきか。

ありがとうございます!

質疑応答

Chong Yue-En 鍾岳恩

Bethel Chambers 法律事務所創設者兼代表

cye@bethelchambers.com

+65 6980 0230

www.bethelchambers.com

LinkedInに私を追加してください：

<https://www.linkedin.com/in/yueen/>

